

ちちぶ空き家バンクに掲載される町内空き家に補助金を交付します

町では、移住定住推進のための町内空き家流通促進を目的として、ちちぶ空き家バンク※に空き家を掲載された所有者の方に対し、補助金を交付いたします。対象となる方は下記をご確認の上、お申し込みください。

※ちちぶ空き家バンク…秩父圏域1市4町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が協力して、土地・建物を所有している売主様・貸主様と空き家を買いたい・借りたい方の橋渡しを行う事業

- ＜申請対象となる方＞ 町内の空き家所有者（法人除く）
- ＜補助金の対象物件＞ ちちぶ空き家バンクへの登録を行った居住用の物件
- ＜申請期間＞ 令和3年12月24日まで
- ＜補助金の額＞ 20万円
- ＜交付について＞
 - ・予算額が上限に達し次第終了となります。
 - ・令和3年6月25日以降に申請があった物件に限ります。
 - ・空き家バンクで受付ができない物件は対象となりません。
 - ・土地のみのちちぶ空き家バンク登録は対象となりません。
 - ・市町村税等に滞納がある方は申請対象となりません。
 - ・様式は町HPよりダウンロードするか、窓口にお越しください。



詳細や交付の流れは、町HPをご覧ください。か、下記担当までお問い合わせください。

提出先・問合せ ちちぶ空き家バンク・空家流通促進補助金共通
企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、町内全域の農地の利用状況を調査しています。

この調査は、農業委員会が現地を巡回して利用状況等を把握し、農地の有効利用を図るために実施するものです。調査により、無断転用などの不適切利用や遊休農地であることが明らかになった農地があった場合、農業委員会より適正な管理をするようご案内をすることがございます。なお、今年度の調査は、8月下旬から9月までの間で行います。調査にあたり、農地内に立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会 ☎66・3111 内線233

道路上に張り出している樹木等の伐採についてのお願い

毎年8月は「道路ふれあい月間」です。道路を安全に利用していただくために、道路上に張り出している樹木等の伐採について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 次のような状況にある土地の所有者の方は、樹木等のせん定をお願いいたします。
 - (1) 道路（車道・歩道）に樹木等が張り出している。
 - (2) 枯れ木、折れ木等による通行への障害がある（又はそのおそれがある）。
 - (3) 竹木等の繁茂による通行への障害がある（又はそのおそれがある）。
- ※道路に張り出した樹木の落枝等が原因で通行車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることがあります。
- 2 作業時は樹木からの転落防止等の安全対策及び通行車両・歩行者の安全確保に十分ご注意ください。
 - 3 緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木等を予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いいたします。

問合せ 【国県道】秩父県土整備事務所 管理担当・道路相談担当 ☎22・3715
【町道】建設課建設担当 ☎66・3111 内線244